

議 事 録

2019(令和元)年5月10日

開催場所	伊賀市役所 2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第24回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 中川 西田 藤室 福永 坂本 仁保 松山 中尾 二谷 森本 中井 森川 北川 北出 坂口 (計20名)	
欠席者	米澤 福地 森田安 雪岡 宮寄	
事務局	高木 福山 岡森 今出 勝本	
議 事		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第24回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、米澤委員、福地委員、森田安委員、雪岡委員、宮寄委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。現在出席委員は24名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条の規定による成立要件の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。2番の木津委員と3番の中川委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていきますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区担当委員として坂口農地利用最適化推進委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は報告案件です。一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号は、賃貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田のみの14筆、面積は合計20,841㎡について通知がありましたので報告いたします。	
事務局	報告第2号は、使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田13筆、畑1筆、面積は合計3,625㎡について通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案書第1号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 猪田地区、所在地は山出の田1筆、面積は132㎡、譲渡人は山出の〇〇〇〇さん、譲受人は山出の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は55aで許可後は56aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人と妻が50年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されています。現状は、農地の一部に農業用倉庫が建築されており、農地として残っている土地については豆を植える予定です。現地は自宅から200m以内で、車で2分以内と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	
議長	只今の説明に関連して、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。	
福永委員	4月25日に現地確認を行いました。一部に200㎡未満の農舎がありますが、その他は畑として豆等を作付するそうです。以前から〇〇さんがこの農地を管理しており、何ら問題はありません。	
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。	

一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 猪田地区、所在地は上之庄の畑1筆、面積は95㎡、譲渡人は上之庄の〇〇〇〇さん、譲受人は上之庄の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は23aで許可後は24aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が45年、妻が10年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、以前からこの農地を管理されており野菜を耕作される予定です。現地は自宅から約20mと近隣であり、また隣接農地が譲受人の農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福永委員	4月25日に現地立会を行いました。以前から譲受人が管理をしていた土地であり、特に問題はありませので、宜しくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.2は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3につきましては、4月総会にて譲渡人が総会直前に亡くなっていることが判明し、議案から外させていただいた案件ですが、法務局及び三重県農地調整課に申請日から許可日の間に譲渡人の死亡が確認された場合の対応について確認しました。その結果、申請日から許可日まで譲渡人が死亡した場合は通常3条許可申請と同様の手続きにて許可をして問題が無い旨を確認しましたので、今回、再度5月総会に上程させていただきます。それでは、説明をさせていただきます。新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は459㎡、譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は東高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在322aで、取得後の耕作面積は327aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴50年の譲受人本人と農作業歴35年の妻が農業に従事されます。小豆と黒豆を耕作される予定で、農機具はトラクター・耕うん機・田植え機・コンバインを各1台所有されています。申請地は自宅から約300mと近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	譲渡人の後継者がおらず、譲受人が育苗ハウスを作り営農を続けるということです。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.3は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.4 府中地区、所在地は服部町の田1筆、面積は660㎡、譲渡人は服部町の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在129aで、取得後の耕作面積は135aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴45年の譲受人、本人が農業に従事されます。水稻を耕作される予定で、農機具はトラクター、コンバイン、耕うん機、田植機を各1台所有されております。申請地は自宅から車で5分以内と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	4月17日に現地確認を行いました。〇〇さん宅の隣の土地を〇〇さんは耕作しており、今回申請地を譲受け、自分の農地と併せて効率良く耕作ができることにしたいとのことです。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.4は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 小田地区、所在地は小田町の田5筆、畑3筆の計8筆、面積は合計7,522㎡、譲渡人は神奈川県横浜市の〇〇〇〇さん、譲受人は諏訪の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は50aで許可後125aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が5年で常時従事されております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機をそれぞれ1台所有されており、水稻を耕作される予定です。申請地は自宅の諏訪地区からは少し離れていますが、道路も整備され車で約10分と特に問題なく、今後も同地区を中心に耕作面積を増やしていく予定と意欲も高く、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、先ほど報告させていただいた農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo.1のとおり、平成31年4月15日付けで申請農地に係る合意解約がなされています。
議長	只今の説明に関連して、小田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	4月23日に8筆全て現地確認をしました。譲受人は46歳と若く、今後も頑張ってくれるものとおもいます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.5については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 阿保地区、所在地は阿保の田3筆、畑1筆の計4筆、面積は合計1,440㎡、譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は伊賀市では現在0aで、取得後の耕作面積は14aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴30年の譲受人本人と妻が農業に従事されます。伊賀市では新規就農となるため、5月7日に新規営農にかかる面接を実施し、承認を得られました。水稻を耕作される予定で、農機具は耕耘機を1台所有されておりトラクター、コンバイン、田植機をリースされる予定です。申請地は自宅の名張市蔵持地区からは少し離れていますが、車で約20分と特に問題なく、現地立会の際、これまで休耕していた農地を、経営している会社所有の重機で開墾している最中で農業への意欲も高く、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、阿保担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

森本委員	4月24日に現地立会を行いました。今まで荒れていた農地を重機により復元しており、今後農地として利用してしてくれるなら歓迎すべきであると思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 上津地区、所在地は伊勢路の田1筆、面積は733㎡、譲渡人は伊勢路の〇〇〇〇さん、譲受人は伊勢路の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は10aで許可後17aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機をそれぞれ1台所有されており、野菜を耕作される予定です。申請地は自宅から200mで徒歩約3分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、上津地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	4月24日に立会を行いました。〇〇さんの家から近く、今後も問題なく耕作してくれると思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.7は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案第2号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 依那古地区、所在地は市部の畑1筆、面積は188㎡、転用地目は宅地です。申請人は市部の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、農業用倉庫及び駐車場と進入路です。申請地は、依那古保育所から北東に約350mに位置しており、周囲の優良農地からは分断された整備されていない10ha未満の基盤整備のされていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。平成10年頃から倉庫1棟と駐車場や自宅への進入路として利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。現在も申請者が農業用倉庫や駐車場として当該農地を引き続き利用するということから農地として回復することも難しく、また、自宅への進入路としてこの土地しか利用できず、そのまま進入路として利用したいということから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、既設水路へ放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	4月26日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおり平成10年頃から農業用倉庫を建て、また駐車場や進入路として利用しており、課税も宅地なみ課税となっております。引き続き自宅への進入路などとして利用していきたいとこのことでやむを得ないと考えます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当することに決定しました。続きまして議案第2号No.2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.2 阿波地区、所在地は猿野の畑1筆、面積は58㎡、転用地目は雑種地です。申請人は猿野の〇〇〇さんです。施設の概要は、自宅への進入路です。申請地は、阿波診療所から北東に約350mに位置しており、周囲を宅地や山林に介在する基盤整備のされていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。昭和33年頃から自宅への進入路として利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。現在も自宅への進入路としてこの土地しか利用できず、引き続き進入路として利用したいとのことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透にて放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
二谷委員	4月24日に現地立会をおこない、60年前から自宅敷地への進入路として利用しており、今回家の建て替えに伴い、分筆した今後も進入路として利用したいとのことです。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.2は原案のとおり許可相当することに決定しました。続きまして議案第2号No.3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 長田地区、所在地は長田の田1筆、面積は2,195㎡の内1.6㎡、転用しようとする地目は一時転用です。申請人は長田の〇〇〇〇さんです。平成28年6月1日付けで農地法第4条における3年間の一時転用許可を受けており、許可期間切れを控えての今回に申請となります。場所は国道163号線沿いに位置し、〇〇〇〇の西側の農振農用地区域の農地と認められます。25cm角の支柱を24本と引き込み柱1本で合計転用面積が1.6㎡になります。農用区域内に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の農地転用については、平成25年3月31日付け農林水産省の通達によりまして、①下部の農地で営農の適切な継続が確保されること。②農作物の収穫状況等を毎年報告すること。③適切な継続が確保できない場合は日照量の確保のために適切な改善方法を講ずること。④営農の適切な継続が困難となった場合に、設備を改築、事業を中止する場合は遅延なく報告すること。⑤下部で営農を行わない場合や事業を廃止する場合は支柱や設備を撤去し農地に還元すること。といった条件が課せられ前回申請時と同じ条件となります。許可期間の3カ年において、年度当初に前年度の収穫状況の報告を受け、営農が適切に継続されていることが確認できており、次の許可期間においても適切な営農の確保が見込まれます。太陽光パネル施設の現状及び下部の営農状態に変更はなく、再度一時転用することにより周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	4月22日に現地立会を行いました。農地の上に営農型太陽光発電設備が設置されており、引続き柱部分の一時転用許可です。下の農地についても良好な状態で営農されており、問題はありませので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	水稻を行っているのですか。具体的に教えてください。
事務局	1年目はコシヒカリを植えたのですが不作だったとのことです。2年目からキヌヒカリに替え、営農型太陽光発電施設のない農地同様に近い収穫高を確保できているそうです。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案第3号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 猪田地区、所在地は猪田の畑2筆、面積は合計966㎡、転用地目は雑種地です。所有者は猪田の〇〇〇〇さん他1名、地上権者は奈良県宇陀市の〇〇〇〇さんで、20年間の地上権設定がされております。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、木津川沿いにある下郡市民館から北に500mに位置する、優良農地からは分断された基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、〇〇〇〇番〇は所有者が耕作に関わっておらず、長期間休耕地となっており、今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行う地上権者へ土地を貸し、土地を管理してもらうとのことです。〇〇〇〇番は形状が細長く農作業効率が悪く、また〇〇〇〇番〇が太陽光発電として利用することから日照環境を活かし、併せて太陽光発電事業を行う地上権者へ土地を貸し、土地を管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実にされるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを210枚設置し、設置面積は343.72㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から2ヶ月となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福永委員	4月25日に現地立会いをしました。事務局の説明のとおりで、何ら問題はありませので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 山田地区、所在地は炊村の田2筆、面積は合計1,153㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は中村の〇〇〇〇さん、譲受人は小田町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は資材置き場です。申請地は、千戸の大澤ニュータウンから東に500mに位置する、周囲が山林や雑種地に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、平成15年4月に、譲渡人が営む事業所の資材置き場として利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。現在もコンテナ等の資材が置かれており、西之澤地内で事業を営む譲受人の事業所から近隣で利便性があり、引き続き資材置き場として利用したいとのことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透させる計画です。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、山田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中尾委員	資材置場として利用されており、農地に復元できる場所でもなく、引続き譲受人が使ってくれるとのことで、転用はやむを得ませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第3号No.2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 三田地区、所在地は大谷の田2筆、面積は518㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は、東大阪市の〇〇〇〇と大谷の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市大正区の〇〇〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設の設置です。場所は、前田教育会館から北へ400mに位置し、東側に存する基盤整備された一団の農地とは土性が異なり、一団の農地として取り扱わないものとし、申請地は、北に山林、西に住宅となっており、10ha未滿の小規模な基盤整備のなされていない農地のため、第2種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で、土地を有効利用するため、今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び、既設水路へ放流します。また、申請地の周囲には、フェンスを設置いたします。工事期間は許可日から10月末日となります。地元地区及び、周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	4月22日に現地立会を行いました。草刈りは行っていますが、休耕状態であり、水利も悪く、転用については問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.4 柘植地区、所在地は、小杉の畑1筆、面積は142㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は小杉の〇〇〇〇さん、譲受人は小杉の〇〇〇〇さんです。場所は小杉高齢者等活性化センターから北に約300mに位置し、周囲が宅地に囲まれた基盤整備されていない農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地、第2種農地として認められます。農地転用を行わずに昭和56年に進入路と車庫を建設し、今回の転用申請については、やむを得ないものと判断しました。土地造成はなく、取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透です。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、進入路と車庫につきましては、無断転用であったため、顛末書を提出して頂いております。
議長	只今の説明に関連して、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
松山委員	4月26日に現地立会を行いました。母親が高齢で相続贈与の手続きをしている中で、今回、農地が含まれていたことで申請をされました。転用については問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.4については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.4は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.5 西柘植地区、所在地は下柘植の田2筆、面積は872㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は、下柘植の〇〇〇〇さん、譲受人は堺市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設の設置です。場所は、下柘植インターから西に約300mに位置することから第3種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため、今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く、今回の転用は、やむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。また、申請地の周囲にはフェンスを設置いたします。工事期間は許可日から7月末日となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	4月24日に現地立会を行いました。名阪のインターから北側300mの第3種農地であり、周辺は太陽光発電施設が多く、譲渡人も高齢で管理ができないため、転用はやむを得ないと思います。問題はありませので、よろしくをお願いします
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆、面積は1,291㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん、譲受人は東京都杉並区の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設の設置です。場所は佐那具郵便局から南西に300mほどの都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるので、第3種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及です。また、申請地の周囲にはフェンスを設置いたします。工事期間は許可日から7月末日となります。この案件につきましては、地元地区及び隣地一部土地所有者から同意が得られていなかったため、同意を得てから申請を行うように伝えましたが、隣地所有者との〇〇〇〇から同意を得ることは不可能であるとの回答を受けました。農地法上では区長との協議書や隣地同意書の添付が必須条件でないため、万一、トラブル等が発生した場合には農業委員会とは関係せず、民民で解決する旨の書類を提出させ、申請を受理しました。区長の協議書等がない場合でも農地法上、必要書類でないため、許可・不許可の要因にはならないことを申し添えます。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	4月17日に現地立会を行いました。申請書類については整っています。申請地には水路の横からの道があり、隣接地には支障はありませんが、フェンスを設置し迷惑を掛けないようにするとのことです。図面等も確認しまして、問題ありませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	同意が取れていないとは、具体的にはどのようなことですか。
坂口推進委員	申請人と隣地所有者との昔ながらのトラブルが原因で、区長も民々のトラブルには口を挟まないという立場を取っており、今回、協議書に押印をしてもらえなかったということです。
議長	事務局からの補足説明はありますか。
事務局	坂口推進委員の説明のとおりで、区長の同意が得られなかったことは、隣地所有者との問題があったため、事実上は隣地所有者との問題だけです。

事務局長	今までも隣地所有者の同意書を必要書類としていなかったことは、委員の皆さんもご存知のとおりです。ただし、隣接地への被害防除を書類等で確認することになっており、事務局では提出書類から隣地に被害を及ぼすことは無いと判断し、今回上程いたしました。また、区長には申請を受け、上程することを説明しており、ご理解を得ております。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 府中地区、所在地は佐那具町の田4筆、合計面積は3,250㎡、転用地目は宅地です。譲受人は東京都新宿区の〇〇〇〇さん、譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん他2名です。施設の概要は事務所2棟の新築と作業車両駐車場用地です。場所は佐那具郵便局から南に約200mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地と判断します。申請地の面積は3,250㎡であり、事務所2棟の合計建築面積は817㎡ですので、建ぺい率は25%となり、許可基準の22%を満たしております。また、取水は上水道、汚水は合併浄化槽にて処理後、生活排水路へ放流します。雨水については、新たに側溝を設け既設水路へ放流します。工事期間は許可日から令和2年3月15日までとなります。他に利用できる所有地はなく、転用はやむを得ないものと判断しました。地元地区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	4月17日に現地立会を行いました。佐那具郵便局の南ななめ向かいに現在の事務所等がありますが、新しい道路ができ、道も拡幅されたことにより利便性が悪くなったことと作業車両の台数が増えたことにより、少し離れた出入りのしやすい場所である今回の申請地へ移転したいことからの申請です。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続き、議案第3号No.8を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8 府中地区、所在地は山神の田2筆、畑1筆、合計面積は1,352㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は大谷の〇〇〇〇さんと大阪市阿倍野区の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市福島区の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設の設置です。場所は大谷の前田教育会館から北東に約600mに位置する基盤整備がされておらず、山林・住宅に囲まれ、周囲の基盤整備された農地とは土性が異なるため、10ha未満の小規模な農地領域に含まれる第2種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、雨水は自然浸透及び、既設水路に放流します。また、申請地の周囲にはフェンスを設置いたします。工事期間は許可日から10月31日までとなります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	4月17日に現地立会を行いました。山神と大谷の境界の土地で、太陽光発電施設として利用したとのことで、特に問題はありませので、よろしく願います。

議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.8は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.9を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.9 小田地区、所在地は小田町の田2筆、面積は合計2,708㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は上野車坂町の〇〇〇〇さん、譲受人兼賃貸人は服部町の〇〇〇〇さん、賃借人は西高倉の〇〇〇〇さんで2年間の賃貸借契約が交わされています。施設の概要は、資材置き場として利用するものです。申請地は、伊賀上野駅から南約1kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。譲渡人の〇〇〇〇さんが申請地を買い取ってほしいとの申し出と、賃借人の〇〇〇〇が現在進行中の事業運営のため当該申請地付近に一時的に資材置場を探していたことから、〇〇〇〇の不動産部で資材置場を取得して、〇〇〇〇に資材置場を賃借すると利害が一致したことから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成はなく、そのままの地形で利用し、残土置場については土場を設け土砂の流出を防ぎます。資材置場の入口は水路をまたぎ、グレーチング蓋を設置するため、法定外公共物使用等許可申請書を提出し受け付けられています。取水はなく、排水は雨水のみで南北両側の既設水路へ自然流下します。工事期間は許可日から令和元年12月末日までとなっております。地元地区、水利権者及び周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、小田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	4月23日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、〇〇さんが買い手を探しており、また、〇〇〇〇も資材置場を必要としていました。周辺農地に影響はありません。特に問題はありませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.9については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.9は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.10を議題とします。この議案第3号No.10では、〇〇委員が譲渡人であるため、〇〇委員には一旦ご退出いただきます。では、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
〇〇委員	(退出)
事務局	No.10 上野地区、所在地は服部町三丁目の畑1筆、面積は342㎡、転用地目は宅地です。貸人は西明寺の〇〇〇〇さん、借人は四日市市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は居宅一棟の新築です。申請地は、津地方法務局伊賀支局から北約150m以内に位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。借人は貸人の子の夫であり、当該農地を使用貸借し、居宅を新築されるというもので、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。貸人〇〇〇〇と借人〇〇〇〇との間に20年間の使用貸借契約が交わされています。土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、雑排水は合併浄化槽を設置し排水管へ放流、雨水は雨水桝を設置し集水して東側の既設水路へ放流いたします。全体面積342㎡に対し、建築面積は90.42㎡となっており、建ぺい率は26.38%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から令和元年10月30日までとなっております。隣接農地所有者には事業計画について説明済みで同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

玉岡委員	4月23日に現地立会を行いました。住宅地に囲まれた農地であり、住宅用地として適した土地です。何ら問題ありませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.10について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.10は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。議案第3号No.10の議案の審議が終了しましたので、〇〇委員にはお戻りいただきます。
〇〇委員	(着席)
議長	続きまして議案第3号No.11を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.11 阿保地区、所在地は阿保の田4筆、面積は合計3,625㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、譲受人は上野徳居町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南に約500m以内にあることから、第2種農地と認められます。当該農地は、所有者の耕作活動が難しく、今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行っている事業者へ農地を譲渡するというものです。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われまます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを568枚設置し、設置面積は956.64㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透の計画となっております。工事期間は許可日から令和元年8月末日までとなっております。また、申請者は、隣接農地所有者に可能な限りで事業説明を行っております。一部連絡のつかない所有者や同意の得られない所有者もありますが、同意の得られない農地と申請地は水路で分断されており、また、当該農地は、申請地から2m上方に法面で接しており、農業に支障がないものと確認されており、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺への支障は認められません。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	4月24日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、一部隣接農地所有者から同意を得られていませんが、現地確認にて申請地の隣接農地は申請地より2mから3m高く、南側に位置するため日陰になることはありません。音等は隣接地に居住しておらず、耕作の迷惑になるとも思いませんので、問題はないと判断しました。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4条No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 阿波地区、所在地は上阿波の田2筆と畑1筆の合計3筆、面積は合計1,004㎡、現況は山林です。願出人は上阿波の〇〇〇〇さんです。場所は、阿波本願寺から東約500m以内と葦神社から西約70m以内に位置しており、周囲が山林に囲まれた整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。申請地は、平成元年頃に杉を植林し山林として管理されてきたそうです。現地調査を行ったところ、周囲は山林に囲まれて山林化しており、木の生育状態から20年以上経過していると確認でき、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと確認できました。
議長	只今の説明に関連して阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

二谷委員	4月24日に現地立会を行いました。平成元年より杉を植林しており、杉も大きい状態で復元は難しいと思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1について、原案のとおり下付することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして議案第4号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 花垣地区、所在地は大滝の畑1筆、面積は合計580㎡、現況地目は山林です。願出人は大滝の〇〇〇〇さんです。場所は大滝公民館から東に約700mに位置する土地で、周囲の状況から、山林に介在する整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地であると認められます。当該農地は、平成元年頃に杉の植林を行い、現況は山林となっているとのことで、現地確認を行ったところ、木の生育状況が20年以上経過している山林であることが確認できました。当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題は無いと認められます。
議長	只今の説明に関連して花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
浅野委員	4月23日に現地立会を行いました。竹やぶの奥に申請地があり、年数が経ち農地に戻すことはできないと判断しました。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.2について、原案のとおり下付することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.2は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして議案第5号「耕作放棄地全体調査に係る非農地の判断について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	平成30年度に実施した農地利用状況調査において、農地に復元することが困難と判断し、且つ農地所有者から非農地として判断してほしい旨の要望がありました農地について、非農地としての決定を受けようとするものです。今回、畑1筆のみの面積766㎡が対象であり、対象農地は周囲とともに山林化していることが確認されており、今後農地としての利用は難しいと判断いたしました。決定後は所有者及び法務局に対し非農地通知を送付する予定となっております。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第5号について、原案のとおり決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第5号は、議案のとおり決定することとします。続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
議長	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定11件、再設定20件で、計画面積は合計111,186㎡です。また、議案書とは別に「農地利用配分計画の認可について」の資料がございますが、こちらについては、以前に農地中間管理事業の関係で利用権設定があった案件についての、県の認可が下りたものの通知となります。参考資料としてお渡しさせていただきます。 (利用権の説明) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法18条第3項の要件を満たしております。
事務局	説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。 <<休憩>>
議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり計画決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することに決定しました。
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
一同	(挙手なし)
議長	事務局から報告事項等がありますので、お願いします。
事務局	4月総会におきまして事務局職員の地区担当表をお渡ししましたが、府中地区担当者の修正をお願いいたします。当初、岡森が担当と記載しておりましたが、勝本が府中地区を担当させていただきます。

事務局	<p>米澤委員の辞任について、その後の経過等をご説明いたします。</p> <p>4月総会で農業委員会の同意を得たあと、市長あての辞任届を4月11日付でご提出いただきました。本日4月総会の議事録に署名をいただき辞任届と合わせて市長決裁を受け、市長の決裁日をもって当該委員の辞任が決定し、同日辞任日となります。</p> <p>その後でございますが、前回も説明いたしました、「伊賀市農業委員会の委員の選任等に関する要綱第10条第1項」におきまして、市長は、農業委員に欠員が生じ、かつ、その数が伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条に規定する農業委員の定数の3分の1を超えた場合は、速やかに欠員となる農業委員を補充しなければならないとなっており、さらに第2項で、農業委員の欠員数が前項の欠員限度数を超えない場合であっても委員会の運営に支障をきたす恐れがあると認めるときは、欠員となる農業委員を補充するものとする。となっております。したがって、今回欠員した農業委員の補充については、農業委員の定数の3分の1を超えていないため府中地区の意向に沿うものとなります。</p> <p>4月総会翌日の4月11日に府中地区自治協の野口氏と面談し、欠員となった農業委員の補充について府中地区の意向を確認してほしいと依頼をしました。4月26日に自治協の集会有りということで、府中地区として農業委員を補充するかどうかについて諮り、連休明けに返答いただくことになりました。5月7日の夕方に野口氏より入電があり、府中地区としては2020(令和2)年7月の農業委員の改選まで後任を出さず、現在の推進委員2名体制で協力して業務にあたると報告があり、その旨了承いたしました。</p> <p>さらに、米澤委員が在任中に就任されていた役職等についてでございますが、農林振興課関係では、農業振興地域整備促進協議会と農業経営基盤強化促進協議会に、農業委員会関係では、参与と農業者年金加入推進部長に就任しておりました。いずれの役職においても、必ず後任を配置する規定等はなく、後任の要請等もないことから当面の間空席とすることで5月7日の役員会に諮り承いただいたところでございます。以上事務局からの報告といたします。</p>
事務局	<p>令和元年度伊賀市農業委員会委員及び伊賀市農地利用最適化推進委員合同研修会について、ご案内いたします。日時は令和元年6月10日午前10時から午前11時30分まで、伊賀県庁舎7階大会議室にて開催をいたします。研修内容は①人・農地プランについて、②農業委員活動Q&A、③農地パトロールについて、④その他を予定しております。</p>
事務局	<p>伊賀市都市マスタープラン策定委員会委員の推薦について、建設部都市計画課より依頼がありました。委員の推薦につきましては、立候補される方がいらっしゃらない場合には、役員会にて検討し、総会にてご報告をさせていただきたいと考えております。</p>
議長	<p>事務局からの報告が終わりました。ご意見・ご発言はございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>以上をもちまして、第24回農業委員会総会を閉会いたします。</p>

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 元年 8 月 8 日

会長

浅野 潤憲

⑩

議事録署名者

中川 芳一

⑩

議事録署名者

木津 義明

⑩